

自宅で療養する新型コロナウイルス感染症陽性患者への対応について

1 主旨

感染症法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症陽性者に関する措置として、入院に加え、宿泊療養・自宅療養が法的に位置づけられた。

令和2年の年末から令和3年1月にかけて、新型コロナウイルス感染症陽性者の急増に伴う医療機関や宿泊療養施設の空き状況がひっ迫していることにより、区内の自宅療養者も急増し、最大1,399人となった日もあり、今後も感染状況によっては、同規模まで自宅療養者が増える可能性もある。

自宅療養者の中には、高齢者かつ症状が継続している入院待機者もおおり、適切な支援策を構築することを目的として、区としての対応をとりまとめ順次実施していく。

2 区の自宅療養者への対応（概要は別紙を参照）

(1) 入院調整が必要な者への対応

呼吸器症状等が継続し入院待機中の陽性者に対しては、保健所保健師が1日に1回電話で体調確認を行い、呼吸苦等の出現等は速やかに入院調整を行う。

(2) 都の自宅療養フォローアップセンター（以下「都フォローアップセンター」：健康観察は主に65歳未満の軽症者等が対象）の対象外の陽性者もしくは入院調整が必要となる可能性が高い患者への対応【区独自の健康観察（委託）】

「架電による健康観察」「医療相談窓口の設置」を一体で実施できる事業者に運営を委託し、自宅療養者の症状等により診療の必要がある場合は、「オンライン・訪問診療、薬剤配送等」につなぐなどきめ細かな対応を行う。

(3) 軽症かつ65歳未満の陽性者への対応【都フォローアップセンター】

都フォローアップセンターの対象となることから、その枠組みを利用して健康観察を行い、必要な場合は医療相談につなげる。

(4) パルスオキシメーターの配布

上記(2)に該当する自宅療養者のうち、希望する者に対してパルスオキシメーターを貸与する(500個)。上記(3)に該当する自宅療養者に対しては都フォローアップセンターからパルスオキシメーターを貸与する。

(5) 食料品の配送

都フォローアップセンターを活用し、希望者に対しては、食料品を配送する（食料品配送は症状、年齢を問わず対応）。療養日数が2～3日の入院待機者へは、食欲・体調などを考慮し、水分や消化のよい食料（おかゆ）等を配布する。

3 必要経費（概算）

委託料等 約37,000千円（※既存予算により対応）

4 スケジュール（実施済みの内容も含む）

令和3年 1月28日 都フォローアップセンター（2の（3））利用開始
※実施済み

2月 中旬 区独自の健康観察（委託）（2の（2））稼働

別紙

区の自宅療養者対応一覧

優先度	年齢	症状の有無	該当例	療養日数	割合	パルスオキシメーター貸出	食事提供	現在の健康観察実施主体	今後の健康観察実施主体
高	全て	症状継続	呼吸苦等あり、 <u>入院調整が必要な者</u>	当日翌日	10%	—	—	保健所	(1) 保健所
			上記以外の入院待機者	2～3日	10%	○	水分・消化のよい食料等		(2) 委託
中Ⅰ	65歳以上	症状軽快	基礎疾患（高血圧・糖尿病・呼吸器疾患等）コントロール良好で、自宅療養を希望する者	10日	10%	○	希望者		【概要】 ①架電による健康観察 ②医療相談窓口の設置
中Ⅱ			基礎疾患（高血圧・糖尿病・呼吸器疾患等）のない患者で自宅療養を希望する者						※必要ある場合は、オンライン・訪問診療、薬剤配送等につなぐ
低	65才未満	症状軽快	次のすべてを満たす者 ・ 独居、同居者全員陽性、 または高リスク同居者と隔離可 ・ 基礎疾患のない者	10日	40%	○ 都 で 対 応 予 定	希望者		(3) 都 フォローアップ センター
			上記以外の者 (宿泊療養の対象だが、自宅療養を希望する者)						30%